

制定日	平成 20 年 3 月 28 日		大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	5. 記録	ページ	1/1
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				

1. 記録	OSHMS に従って行う措置の実施等に関し、必要な事項を記録し保管する。
(1) 記録毎に保管場所、保管期限、保管責任者を定め、文書体系に記録を一覧表にして明記し管理する。	
(2) 記録一覧（「文書体系」（OSH-Y-4-2）を含む）の管理は事務局が行う。	
(3) 記録、管理する事項は次の事項とする。	
① 安全衛生計画の実施状況	
② 安全衛生計画の実施に関する評価及び改善状況	
③ 特定された危険性又は有害性等の調査結果	
④ 安全衛生教育の実施状況	
⑤ 労働災害、事故等の発生状況	
⑥ システム監査の結果	
⑦ 法令で定められた記録事項（手順書「労働安全衛生関係法令の把握及びそれに基づく実施事項の決定手順」（OSH-Y-8-1）にて定められた記録事項）	
⑧ その他安全衛生管理責任者が必要と定めた事項	
(4) 記録決裁者は、OSHMS に従って行った措置の実施結果を記録し、保管責任者に提出する。	
(5) 保管責任者は、作業者や監査等の際に、記録の提出が求められた時に迅速に対応できるように記録を保管するものとする。	
(6) 保管責任者は、記録責任者への記録の進行管理を行う。	
(7) 保管期限を経過した記録の破棄は、保管責任者が破棄する。	

承認	改訂	部
工場長		

制定日	平成 20 年 3 月 28 日		大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		中分類	
改定日	平成 20 年 10 月 24 日	6. 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等	ページ	1/10
平成 22 年 1 月 20 日				
平成 22 年 12 月 25 日				
平成 年 月 日				

1. 目的	労働災害を防止し、安全衛生水準の確実な向上を図るために、年度ごとに全社的に取り組むべき危険性又は有害性を調査し、調査した危険性又は有害性等を除く・低減するための実施すべき対策を決定する。
2. 適用範囲	本要領は、当社の従業員及び当社事業所内入場者（請負業者、来客者）の活動に対して、危険源を特定し、OSHMS リスクを評価して、必要なリスク低減計画を策定するための手順を定める。
3. 実施時期	安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画に反映させるために、危険性又は有害性等の調査と対策の検討を毎年 10 月から 12 月末までに実施する。
4. リスクアセスメント実施体制	
4. 1 工場長	(1) 工場長は、当社の OSHMS リスクアセスメントを実施する責任を有する。 (2) 作成された「リスクアセスメント表」（様式 6-1）を承認する。
4. 2 安全衛生委員会	(1) 危険性又は有害性等の調査等の指示 (2) リスクアセスメント実施結果におけるリスクの大きさを評価し、また、リスク低減計画を評価する。 (3) システムの構築、実施、運用及びシステムの見直しなどを検討・協議する。
4. 3 課長	(1) 課長は、危険源を特定するその際、次に示す①～⑤の事項を必要に応じてリスクアセスメントの判断材料となる危険・有害情報、アウトプットの量や組成等を調査し補足する。 ①過去の労働災害、事故、ヒヤリ・ハットの事例 ②作業に伴う危険性又は有害性等を基にした安全対策の実施状況

承認	改訂	部
工場長		下線部の変更

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	6. 危険性又は有害性等の調査 及び実施事項の決定等	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日		中分類	
改定日	平成 20 年 10 月 24 日		ページ	3/10
	平成 22 年 1 月 20 日			
	平成 22 年 12 月 25 日			
	平成 年 月 日			

② 工程、工程、工程、工程
 ② 作業方法を「作業手順欄」に記入する。
 ③ 危険性又は有害性を調査する際に、専門的知識が必要な場合には、専門的知識を有する者（設計部門、研究部門、開発部門、保全部門生産技術等の技術者や安全衛生スタッフ、労働安全衛生コンサルタント等）の助言を得ること。

(2) 過去の労働災害、事故、ヒヤリ・ハットの事例を 4 段階法により特定する

- ① どのような仕事の、どのステップで発生したか
- ② どのような災害が発生したか
- ③ 重大性と可能性はどうか
- ④ 災害の直接・間接の原因と問題点は何か

(3) 危険性又は有害性等を基にして特定する

- ① 作業手順書があったか
- ② 作業手順は理解していたか
- ③ どの作業のどのステップで発生したか
- ④ どのような危険性又は有害性等があるか
- ⑤ 対策は検討されていたか

(4) 安全パトロールの指摘事項から危険性又は有害性等を特定する

- ① 安全パトロールは計画的に実施されていたか
- ② 重点指導事項を決めて実施していたか
- ③ どんな不安定状態、不安全行動があったか
- ④ すぐ是正をしたか
- ⑤ 改善報告はされているか（別紙報告書にて指摘、改善報告）

(5) 安全衛生関係法令、社内規程等からの分析・特定する

- ① 法令・規則・規定による当社の課題として何があるか
- ② 課題の重大性と可能性はどうか

(6) 行政等からの指摘事項から分析・特定する

承認 工場長	改訂	下部の変更
	部	

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 20 年 10 月 24 日	ページ	4/10
	平成 22 年 1 月 20 日	6. 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等	
	平成 22 年 12 月 25 日		
	平成 年 月 日		

①どのような指摘事項があったか
②どのような原因によるものか

5. 3 リスクの見積り
OSHSMS管理者及び現場作業者は、「リスクアセスメント表」の危険・有害要因（災害に至るプロセス）に対し、そのリスクの見積りを行う。
(1) リスクの見積りは、2人以上で実施する。
リスクの大きさを見積もるリスクの大きさは、「発生の可能性」と「結果の重大性」の和から求められ、次の表により判定する。

＜発生の可能性＞

評価点	基準
7点	●安全対策がされていない。表示や標識はあっても不備が多い。 ●安全ルールを守っていても、よほど注意力を高めないと災害に繋がる。安全のルールや作業標準を知らない状態。
4点	●防護柵や防護カバー、その他安全装置が無い。例えばあつたとしても相当不備が有る。非常停止装置や表示・標識類は一通り設置されている。 ●安全ルールや作業標準は有るが守りにくい。注意力を高めていないとけがに繋がる可能性がある。
2点	●防護柵・防護カバーあるいは安全措置等は設置されているが、柵が低いとか隙間が大きい等の不備がある。危険領域への進入や危険源との接触が否定できない。 ●安全ルールや作業標準等はあるが、一部守りにくいところがある。うっかりしているにけがに繋がる可能性あり。
1点	●防護策・防護カバー等で囲われ、且つ安全装置が設置され、危険領域への立ち入りが困難な状態。 ●安全ルールや作業標準等は整備されており、守りやすい。特別注意しなくてもけがをすることはほとんどない。

承 認	改 訂	下線部の変更
工場長	部	

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 20 年 10 月 24 日	ページ	5/10
	平成 22 年 1 月 20 日	6. 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等	
	平成 22 年 12 月 25 日		
	平成 年 月 日		

＜結果の重大性＞

評価点	基準	結果
致命傷	・ 切断（指、腕、足等） ・ 重傷中毒 ・ 致死外傷	10点
重傷（1）	・ 裂傷、火傷、重篤捻挫、労働関連上肢障害、永続的軽微能力障害をもたらず健康障害（休業4日以上）	8点
重傷（2）	・ 裂傷、火傷、重篤捻挫、労働関連上肢障害（休業4日未満）	6点
軽傷	・ 表面的な障害、切り傷及び打撲、不快感及び刺激（頭痛など）	3点
些細な傷	・ 手当て後直ぐ職場に戻り作業できる	1点

(2) リスクの見積り方法
発生の可能性 + 結果の重大性＝リスクレベル（点数）とする。

5. 4 リスク低減計画の作成
OSHSMS管理者は現場作業者と協力し、次表に従い許容可能なリスクを除き、リスクの大きさに従う低減策を策定し、「リスクアセスメント表」に記入する。

総合評価値	リスクレベル	判定の結果	取扱基準（対策実施）
13～17	IV	重大な問題がある	※リスクレベルⅢ、Ⅳは、リスク登録台帳へ登録し重点管理を行う
8～12	III	問題がある	
7～5	II	多少問題がある	管理的対策でも可
4以下	I	問題がほとんどない	

承 認	改 訂	下線部の変更
工場長	部	